

臨時教育審議会「教育改革」の動向

The Trends of Education in Japan by National Council on Educational Reform

北 川 邦 一
KITAGAWA Kunikazu

はじめに

臨時教育審議会は、1987年8月20日、3か年にわたる教育改革審議を終えた。本稿は、この臨教審の「教育改革」提言およびこれによって方向づけられた諸政策ないし既に実施に移されつつある諸施策の特徴的動向を示すとともにこれに若干の注釈を加えることによって、臨教審が、わが国の近代以降の歴史における「第3の教育改革」であると言う今次教育改革の全体像を明らかにしようとするものである。⁽¹⁾なお、紙幅の都合上、本稿の記述は生涯学習体制の整備、高等教育・学術、初等中等教育の特徴的動向に限り、これらについての全面的な記述および国際化への対応、情報化への対応、教育行財政についての記述は別の機会を期したい。

第1節 生涯学習体制の整備⁽²⁾

[1] 学歴社会の弊害への対応と評価の多元化

臨教審の「生涯学習体制の整備」についての提言は4つの項からなり、その第1は「学歴社会の弊害の是正と評価の多元化」であり、この具体策としては「評価の多元化」と「企業・官公庁の採用等の改善」が主である。

しかし、後者に関する提言は、後述の公的職業資格制度についてを別とすれば、学歴差別を克服するために企業・官公庁の採用人事や人事管理に対する何等かの実効ある具体的な法的規制をすることを含んでいるものではない。文部省が、87年5月、臨教審第1次答申の「学歴社会の弊害の是正」提言の具体化として挙げているものも、「企業等の説明期間を新規に設ける等を内容とした新たな就職協定の申し合わせをおこなった」こと、「PTAの団体を通じ…社会の学歴偏重の意識の変革に努めた」ことにとどま⁽³⁾っている。

「評価の多元化」について、臨教審は、「基本方向」として「特定の側面における秀でた側面を積極的に評価する」「異なる価値観や文化を受け入れる姿勢が大切である」「編入

臨時教育審議会「教育改革」の動向

学、転学、転職、中途採用などヨコへの移動を円滑にし、学校・職場・地域の間での交流を促進する」と述べた後、具体的には「公的職業資格制度の改革」について次の施策を提言をしている。

「ア、資格*の受験等に必要な要件を見直し、原則として、学歴要件を除去する。イ、高等学校職業科、専修学校、職業訓練校などで…公的職業資格取得の道を拡大する。ウ、時代の変化に対応し、資格の更新の検討や、整理統合、改善等を図る。」（第3次答申。

*例：1級建築士、税理士等…引用者）

この様な「評価の多元化」政策は、学歴社会の弊害と言われるものを緩和・改善することに寄与するであろうか。

今日、社内で資格制度をもつ企業は8割を超えと言われる。問題は、「公的職業資格取得の道の拡大」等の「評価の多元化」が学習者・資格取得者の自主的自律的学習を助長し利益をもたらすか否かである。

資格というとき法に基づき何らかの就業制限を伴うものと単に一定の能力を認定するものが区別されるが、わが国の現状では「公的職業資格取得の道の拡大」等の「評価の多元化」は個別企業の内部労働市場から溢れ出た者を労働市場において選定・再雇用する客観的な基準たり得る前者が重視されてゆくのではなく、企業内での日本的労使関係を補完するものとして後者が主になってゆくことが懸念される⁽⁶⁾。

学校を人材の開発・選別・分配の機構として位置づけ学校教育に「能力主義」をもちこみ今日の過大な学歴・学校歴をめぐる競争を助長したのは、1960年代に政財官一体となって推進した「人的能力開発」政策であった。これを省みれば、学歴・学校歴が「人材」の管理・選抜・養成の手段として使われたことだけが問題だったのではなく、多数の人間がその能力の発揮・養成の機会を一部の人々の「人材」管理・選抜の意思に従属的に委ねることにより、より人間らしい生き方を求めての自律的な成長・学習・発達が損なわれてきたところに根本的な問題がある。この根本問題は、学歴の代わりに、資格あるいは生涯学習歴が置き換えられても、それだけでは弊害は除去され得ない。管理・選抜の人間性、公正さ、学習・発達の自律性を保障する措置、例えばその基準の設定に当たって管理・選抜される側の意思が入れること等が求められる。

また、今日の学歴・学校歴競争の要因としては、「人的能力開発」政策等、財界・政府の政策の結果として、また物的条件の格差によっても助長されて、大学間、高等学校間等に学習・教育・研究を進める場としての重大な格差が存在している事実も看過できない。

それ故、いま求められるのは、選抜される側をふくむ当事者代表のほかに第三者の代表を含めて構成される、企業・学校における選抜・採用・管理が人間性と公正さの保持から逸脱しないようにチェックする公的機関の創設、学校間格差・とりわけ大学間格差を解消して行く具体的な方策、学歴・学校歴に基づく人材の集中を排除する具体的な法的規制等

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（1987年）

である。

臨教審答申にはこれらのいずれもみられない。それ故、「評価の多元化」は学歴・学校歴の影響力を薄め、その弊害を变形させることにはなるとしても、問題の本質的な解決にはつながらず、「学歴社会の弊害」に「資格社会」や「生涯学習社会」の弊害を置き換える結果となると考えられるのである。それだけでなく、「教育の世界に生き生きとした競争原理を導入する」という臨教審の「個性重視の原則」は、むしろ、学習競争の弊害や学校間格差を増大させさえするであろう。

〔2〕 「生涯学習体制の整備」施策の概況

臨教審第4次答申の「生涯学習体制の整備」提言の第2ないし4項は次のとおりである。

2. 家庭・学校・社会の諸機能の活性化と連携①家庭の教育力の回復②生涯学習のための機関としての学校教育の役割③社会の教育諸機能の活性化 i 自主的な学習活動の促進 ii 生涯職業能力開発の総合的推進 3. スポーツの振興①生涯スポーツの振興②競技スポーツの向上③スポーツ医・科学の研究の推進とスポーツ基盤の整備 4. 生涯学習の基盤整備①生涯学習を進めるまちづくり②教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化

次に、これらに関する施策の特徴を1987年度当初予算によって見ると、社会教育局所管の総額は279億5600万円で、前年度比9億500万円（3.1%）の減。そのなかで「家庭教育地域交流事業」「社会教育施設ボランティア活動推進事業」「学習情報提供システム整備事業」「教育環境浄化PTA活動」などが新規事業となっている。

このうち、特に目新しいものとして「学習情報提供システム整備事業」が注目されるが、これは、住民の学習活動を促進するため、コンピューターなどの情報処理や通信手段を利用して①カルチャーセンターなどの教育事業も含め学習機会に関する情報を整理・蓄積し、住民に対し提供する②学習の内容や方法について助言・援助する学習相談体制を整備充実する、というのが狙い。計画では、モデル的に2県に学習情報データベースを創設し、その県下各26市町村の地域学習情報センターとのコンピューターネットワーク化を図るというもので、事業費は上記4つの新規事業の中では一番多くて1億円。1県当たり1650万円、1市町村当たり130万円の定額補助。学習情報としては、▽学習機会に関する情報、▽施設に関する情報、▽団体・サークルに関する情報（活動内容、方法など）、▽指導者に関する情報、▽各種資格に関する情報、が考えられている。

また、「家庭教育地域交流事業」は、事業費3000万円、当初「新井戸端会議モデル事業」としていたもの。市町村に「推進委員会」を設置し、子育ての実践的な方法を親子が一緒に学ぶための親子教室を開催する、家庭教育地域交流集会を実施する、親子教室などの修了生を中心に、近隣の親らも加えてグループを構成し、家庭と地域の教育機能の活性化を目指して、▽わが子の子育て体験発表活動▽暮らしの知恵を学び伝承する活動▽近隣の子供達にお話をする活動▽子供達に対する遊びの指導や援助活動▽放送を活用した家庭教育学

臨時教育審議会「教育改革」の動向

習活動等を促進する、などというもの。

社会教育局所管の新規事業を見る限り、公的経費をあまりかけないものが中心であり、また、教育を受ける権利の保障も明確でなく、それらによって金や時間に乏しい一般人がどれほど学習に接近できるのか疑問である。

他方、「公立社会教育施設の整備」については公民館24、公立文化施設3、公立図書館3、公立博物館1、公立少年自然の家1ヶ所分の減を含めて約15億円の予算減。「国立社会教育施設の整備」については7億1100万円の減の中で国立青年自然の家に関して7億1千万円の増などが要点である。「生涯学習」の拠点として必要なはずの公立施設の整備費が削減されているのが特徴である。

〔3〕 スポーツと教育

臨教審第3次答申の改革提言の柱だては、①生涯スポーツの推進、②競技スポーツの向上、③スポーツ医・科学の研究の推進、④スポーツ進行推進懇談会の設置等、である。学校教育と関連しては、子供の発達段階及び対象種目の特性に応じたスポーツカリキュラムの開発、体育を主とする6年制中等学校の設置、高等専門学校の分野の体育へ拡大の検討、文部省の対外試合の制限基準の緩和、第一線から退いた選手に対してスポーツ指導者への道をひらく、そのため大学における特別の教職課程を設置する・教科の一部領域に係る免許制度上の特別措置を整備する、活躍した選手の国家的顕彰措置を導入・拡大する、スポーツ奨学制度を整備・拡充する、などが重点とされている。

次に、文部省体育局所管の87年度当初予算をみると、その総額は、410億700万円で前年度比17億8200万円（4.2%）の減。このなかで最大の“目玉”は前年度新規計上の「ソウル・オリンピック選手強化特別対策事業」（2億円、前年比1億500万円増）、ほかに体育関係団体補助14億6700万円のうち国際競技選手強化のための「一般強化事業」が6億1500万円。他方で、「体育施設の整備」事業は前年比4億円の減で、体育館、屋外水泳プール、運動場など大半の施設の整備箇所数が減っている。また、「学校保険・学校安全・学校給食の充実」費の前年比13億4500万円の減額、そのうちでも「学校給食施設設備の整備」6億9300万円の減額が著しい。⁽⁸⁾

要するに、方針としても予算措置においても競技スポーツの優秀選手の育成に重点がおかれており、一般の青少年・子供の学校体育と競技スポーツの関係をどのように調整するかという問題への取り組みを欠いている。また、「生涯スポーツ」といいながらもそれを実際にするために必要な施設の公的保障施策を欠いている。結局、アジア競技大会での金メダルの数74個第1位（第6回）から58個第3位（61年9月・第10回）という状況に対して国威の挽回・発揚を狙った政治主導の施策優先と見ざるをえない。

臨教審提言に沿って、全国中学校体育連盟（鈴木誠太郎会長）常任理事会は、スケート（フィギュア）、水泳（競技）、陸上、体操の4競技で、3年生だけに出場を限定し5年間

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（1987年）

を試行期間にして中学生の国体参加を認めたが、「国体強化の名のもとに長期合宿が行われれば、授業への影響が出る。陸上以外の三競技の選手は民間クラブチーム所属なのでますます歯止めが効かなくなりはしないか。・・・強化育成の動きは二、一年生から小学生へと低年齢化し、歯止めがなくなる」（中体連関係者、「毎日新聞」87.5.18）と懸念されるように、エリート競技選手中心のスポーツ政策は教育的には多くの問題を胎んでいる。

[4] 産業構造転換政策への対応

「生涯学習体系への移行」は、結局は、21世紀にむけて財界・政府の目指す日本の産業構造の転換政策に応ずるものとみられる。

1986年5月26日、通商産業大臣の諮問機関である産業構造審議会総合部会企画小委員会は、「21世紀産業社会の基本構想—産業構造の国際的協調化と創造的知識融合化にむけて—」と題する報告書をまとめている。このうち、産業構造の転換政策にともなう2000年までの就業・雇用構造の変化についての同報告書の予測は、次のようにまとめられる⁽⁹⁾。

①国際分業の推進による雇用者減106万人ないし152万人（輸入の拡大によるもの50万人ないし55万人、海外直接投資の拡大によるもの56万人ないし97万人）、②職種別労働力需給の一つの試算によると、2000年の職種間ミスマッチの展望は次のとおり。専門的・技術的職業従事者が253万人不足（就業者数1029万、労働力人口776万）。技能工・生産工程作業者は228万人過剰（就業者数1557万、労働力人口1785万）、職業全体では、就業者数6448万、労働力人口6590万、③3大技術革新分野（新素材、マイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジー）の開発による雇用者増117万人。

これに応じて、例えば次のような施策が実施されつつある。

「労働省は、政府が決めた緊急経済対策の『雇用対策』を受け、情報処理の技能者を養成する短大クラスの職業訓練校を昭和66年度までの5年間に全国の雇用開発促進地域の内20ヶ所で建設する、など大がかりなマイクロエレクトロニクス（ME）関連技能者活性化計画を実施に移す方針を固めた。今年度補正予算には、1.北海道と九州の計2箇所の新規高卒者を対象とする情報処理訓練校を建設、2.既設の地域職業訓練センターがある全国25箇所に在職労働者対象のプログラミング基礎技術科を開設する。2施策のため20億円を盛り込む…いずれも来年4月にスタートさせる予定であるという」（朝日・1987.5.31）。

産業構造の変化は不可避であり適切なそれは必要でもあるが、問題は、その内容如何にあるとともに、教育政策としては、ただ単に政治・経済の必要に学習者を適応させるのではなく教育を受ける者の自律的な学習・発達を保障する諸施策が具体化されねばならない。この観点からすれば、臨教審改革が「生涯学習体系への移行」を唱いながら学校内外における教育を受ける権利の拡大・発展の理念・方針・具体的施策を欠いていることは、根本的な欠陥と言わねばならない。

臨時教育審議会「教育改革」の動向

第2節 高等教育・学術研究

〔1〕 臨教審提言とその具体化方針の概要

臨教審第4次答申は「高等教育の多様化と改革」についての改革提言を次のような構成で示している。Ⅰ高等教育の個性化・多様化①大学教育の充実と個性化②高等教育機関の多様化と連携③大学院の飛躍的充実と改革④大学の評価と大学情報の公開、Ⅱ大学入学者選抜制度の改革、Ⅲ大学入学資格の自由化・弾力化・高等専修学校卒業者への資格付与等、Ⅳ学術研究の積極的振興①大学における基礎的研究の推進②大学と社会の連携の強化③学術の国際交流の推進、Ⅴユニバーシティ・カウンシルの創設、Ⅵ高等教育財政(ア)基礎的創造的学術研究、国際化、大学院の充実・活性化を重点とする公財政支出。特色ある教育研究プロジェクト重視の私学振興(イ)地域社会と高等教育機関との連携強化、地域の大学と地方公共団体との財政協力(ウ)高等教育機関への寄付受け入れの諸条件の改善(エ)国立大学の予算、会計の弾力化。各大学や付置財団の設立促進。土地信託など国立大学資産の活用(オ)育英奨学制度の改善・充実、Ⅶ大学の組織と運営①大学における自主・自律の確立②教員と職員(ア)社会人、外国人任用の拡大等のため教員の適格条件の弾力化(イ)教員の任期制の導入(ウ)助手の職務内容、処遇、職名等の検討(エ)大学の自己評価の促進(オ)事務組織の再編成・機能の改善・職員の研修体制の充実③開かれた大学、Ⅷ大学の設置形態

〔2〕 1987年度当初予算の特徴

1987年度当初予算は、上記の臨教審提言や文部省の方針を具体化するものとしての特徴を示している。

まず、予算の文部省所管分の概要を、みておくと別記表1および表2の通りである。

表1 昭和62年度政府予算案文部省所管分（「内外教育」1987.1.23）

単位：百万円

区 分	62年度予定額	61年度予算額	対前年度 増△減	
			額	率 (%)
I 歳出予算				
一般会計	4,573,740	4,572,197	1,543	0.03
国立学校特別会計	1,760,734	1,675,456	85,278	5.09
(内一般会計より受入)	1,111,438	1,080,280	31,158	2.88
文部省所管純計	5,223,036	5,167,373	55,663	1.08
II 財政投融资計画				
日本育英会	31,200	22,900	8,300	36.24
日本私学振興財団	30,500	32,800	△2,300	△7.12
国立学校施設整備	34,000	26,000	8,000	30.77
計	95,700	81,700	14,000	17.14

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（1987年）

表2 昭和62年度文部省所管（一般会計）の主要事項（資料源同前）

単位：百万円

区 分	62年度予定額	61年度予算額	差引増△減額	増△減率(%)
義務・養護給与費	2,442,620	2,444,558	△ 1,938	△ 0.1
初任者研修の試行	3,010	0	3,010	—
私学助成	322,250	320,250	2,000	0.6
私大経常費	244,350	243,850	500	0.2
私立校高校等経常費	72,500	72,000	500	0.7
私大・大学院等教育研究装置	5,400	4,400	1,000	22.7
科学研究費	45,080	43,500	1,500	3.6
幼稚園就園奨励費	12,798	13,000	△ 202	△ 1.6
公立学校施設費	296,332	329,701	△33,369	△10.5
教科書購入費	43,264	45,603	△ 2,339	△ 5.1
育英事業費	81,956	80,660	1,296	1.6
社会体育文化施設	14,267	16,060	△ 1,793	△11.2
国立学校への繰り入れ	1,111,438	1,080,280	31,158	2.9
その他	200,725	198,585	2,140	1.1
計	4,573,740	4,572,197	1,543	0.03

文部省所管純計が前年度比1.08%の微増であり、教員の初任者研修の試行（新規）の増額以外は前年度比が公立学校施設費10.5%減、社会体育文化施設費11.2%減など他の事項の減額・停滞の中で、国立学校特別会計の5.09%、私大・大学院等教育研究装置22.7%、10億円、科学研究費3.6%、15億円の増加が著しい。この予算の各局所管一般会計の前年度比を見ると、教育助成、初等中等教育、体育、社会教育の各局がいずれも減額であるのに対して高等教育局0.8%、33億5400万円の増加、学術国際局6.2%、39億8200万円の増加となっている。今次「教育改革」が学術・大学を突破口として「上から教育の流れを変える」という特徴を示している。

この中で、高等教育局所管の予算は一般会計総額4209億4500万円、財政投融资が617億円で10.8%、60億円の増となっている。同局予算の最重点は「大学院の充実と改革」34億7200万円（前年は2億6000万円）、その内訳は博士課程、修士課程の最先端設備の計画的整備31億6000万円（国立20億、公1億6千万、私10億）、独立大学院・独立研究科等の整備充実3億1200万円。この中では、国立大学共同利用機関を母胎とする「総合研究大学院」を「創設準備」とし、「ハイテク独立大学院」の創設調査費7百万円を計上している。前者は64年春の学生受け入れを目標としている。後者は次世代コンピューターやバイオテクノロジー、新素材、レーザー、核融合の研究開発と若手研究者の育成を図るのが狙い。「大学入試改革」は微増の約50億で大半は大学入試センター関係経費だが65年度実施予定の「新テスト」4億2900万円を含む。「大学審議会の創設」新規5千万円。私学助成の中で最大の比重の「私立大学等経常費補助」は前年比0.2%、5億円、6年ぶりの増。この内

臨時教育審議会「教育改革」の動向

では、留学生受け入れなど教育研究の国際交流、社会人の受け入れなど大学教育の開放、大学院の充実など特色ある教育研究に対する助成を狙った「特別補助」前年比25億円増の155億円が特徴。「日本私学振興財団貸付事業」は60億円減の670億円になった。「専修学校の振興」は19億7600万円で1億400万円増。国立大学の整備等は、10億600万円増の40億3300万円。内容は、①総合大学院構想の一環として新潟、金沢、岡山の各大学に自然科学研究科を設置するなど4大学に5学科、14大学に19専攻の研究科・専攻の新設等②福島大に行政学科と応用社会学科からなる行政社会学部の創設（63年度学生受け入れ目標）、三重大学農学部、水産学部の生物資源学部への改組（いずれも63年度学生受け入れ目標）③筑波技術短期大学の創設、徳島大医療技術短期大学部の創設④大学入学志願者急増に対する54大学、2短大での各2677人、50人の臨時増募⑤付属病院の整備は6億300万円減の5億8500万円。「育英事業の整備」は773億4100万円で10億8200万円の増。「公立大学に対する助成」は41億1600万円で1億6000万円増。

学術国際局所管の予算は一般会計総額 682 億5800万円、また、国立学校特別会計のうち、大学付属研究機関などの分は2313億円で、3.1%、70億円の増となっている。これらのうち、「科学研究費補助金」は458億8000万円で15億8000万円の増。この内容は①重点領域研究の推進②独創的先端的な基礎研究の振興③若手研究者の優れた研究の奨励④民間研究者などとの共同研究の促進⑤海外学術研究の推進⑥研究成果の普及・公開の促進⑦優れた研究計画の推進等であるが、この中で①が額が大きく116億7000万円で7億5000万円の増。伸び率の高いのは⑤で3億円増の18億2500万円。他は⑦が同額の167億1000万円以外はいずれも増。「学術研究体制の整備」は79億9000万円で11億7400万円の増。うち「国際日本文化研究センター」が「創設」となり2億4400万円増の3億800万円。建物基本設計料、共同研究経費などの創設経費を計上している。同センターは独立の国立大学共同利用機関として創設される。「日本文化研究の現状と動向を的確に把握しつつ、日本文化の研究を国際的、学際的、総合的に行うとともに、日本文化研究に関する情報を収集し、整理し、内外の研究者に提供すること」を目的としている。⁽¹¹⁾「国際国家になろうとすればするだけ、一方では日本文化とは何ぞや…を考え、世界の中で日本文化にどのような花を咲かせていくか。その足場…をつくる時がきた」として、同センターを設立して「日本のアイデンティティを確立する」という中曽根首相の意向に沿うものである。また、産・官・学による共同研究の実施など大学と産業界との研究協力を進める「共同研究センター」を87年度は3大学に新設する。センターの事業として①民間企業などとの共同研究や受託研究などの場の提供②民間企業などの技術者に対する技術教育の実施や民間企業が行う技術教育への協力・援助③民間企業などに対する研究開発に係る技術相談…を実施する。富山大ではメカトロニクスや電子デバイス、新素材などの分野、神戸大ではバイオテクノロジーや食品工学、生産管理・流通など、熊本大では生産機械や新素材、環境科学・都市工学などの

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（1987年）

分野をそれぞれ予定している。若手研究者の養成は、3億8000万円増の11億4800万円。85年度からスタートした「特別研究員制度」の新規採用者を80人増やし324人とする。「重要基礎研究の推進」は、エネルギー関連科学262.95億、加速器科学129.03億、宇宙科学118.25億、海洋科学29.82億円。これらの重点は筑波大プラズマセンター、名大プラズマ研究所などの整備充実、電子・陽電子衝突型加速器トリスタンの運転経費、第12号・第13号科学衛星の製作・打ち上げロケットの開発、東大海洋研究所研究船「白鳳丸」の代船の建造（初年度25億円、総額約108億円）など。「国際交流の推進」のうち、国際学術交流は1億2900万円増の35億9400万円。留学生交流は、28億円増の145億400万円。研究留学生を中心に新規受け入れ数を230人増の2045人とするなど。日本語教育は、2000万円増の2億5900万円。大阪外大に日本語学科を新設する、「日本語教員検定」を実施するなど。

なお、自民党・中曽根首相は、「科学技術立国」をうたい「ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム（HFSP）」を進行させている、この計画は、86年2月に通産省工業技術院長の私的諮問機関「技術と国際交流に関する研究会」の中間報告で打ち出されたもので、首相としては、レーガン大統領のSDI（戦略防衛構想）、ミッテラン大統領のユーレカ計画（欧州の先端技術共同開発構想）に匹敵する基礎研究、開発を目指すという。この計画の最大の特徴は「人間の脳、神経系など生体の諸機能の解明、応用によって、人工知能、情報処理技術など未踏の分野に挑む」とされ、欧米の近代科学と東洋思想の自然観との結合を国際協力の中で実現するねらいも秘められている。HFSPは、政府の科学技術会議（議長・中曽根首相）で政府のプロジェクトとなり、文部、通産、厚生、農水など関係7省庁がそれぞれ連絡を取りながら研究に着手、87年度予算では、科学技術庁の調整費として1億5千万円が計上された。「(毎日新聞)1987.1.30」

以上のような動向の中で、今次改革の大学・学術政策の性格を最も特徴的に示すものは、国立大学の附置研究所の再編計画、寄付講座の進行、大学審議会の創設の3つであろう。次にこれらについて述べる。

〔3〕 国立大学附置研究所再編計画

文部大臣の諮問機関である学術審議会は、「附置研究所の現状分析」と題する国立大学の73の附置研究所のうち25の研究所についてこれをスクラップにするリストを作った。1983年から84年にかけて研究所等検討専門小委員会を作り全国の国立大学附置研究所再編計画について評価したものである。

その「区分の考え方」は、次によっている。

A…全体として改変すべきもの A1…現状のままでは研究所としての存在意義が乏しく、組織の大幅な改変を要するもの（研究所の目的、研究所の組織運営、研究所としての研究活動、研究者の能力、人材の養成と交流） A2…研究活動は評価できるが、今後の研究体制の整備、学術の進展などの観点から、設置形態の変更、組織の大幅な改変などを要す

臨時教育審議会「教育改革」の動向

るもの B…組織の部分的な改変または運営上の大幅な改変を要するもの C…運営上の部分的な改変を要するもの D…その他 無印…本専門委員会としては特に検討を要しないもの。

次に示すのはその評価の具体例である。

社会科学研究所（東京大学）、A 1「日本の社会科学研究所の縮図の観。研究部門の構成が全く無体系で、講座の総花的集合と化している。国際交流の累積に乏しい。研究所としてのアクティビティは低い。」「新しい視点に立脚して社会科学研究所のフレームワークを再構築し、再編成を図る必要がある。さらにはアプローチの方法論や研究対象を特定するなどして、いくつかの真のプロジェクト研究の推進を図り、他方、国際化を促進して徐々に体質の改善を図り、特徴を出していくべきである。相当長期間を要する。」

人文科学研究所（京都大学）、D「アクティビティはかなり高い。従来の学部ではやれない新しい研究を推進してきた。第2期の活動期に移行するため、次の世代の研究指導者等の出現と組織論の見直しが望まれる。特にこれからの時代をリードする地域文化研究の先駆者として組織的研究に発展させることが望ましい。」

基礎物理学研究所（京都大学）、無印「かつては学界に刺激を与えた。やや独善的で、国内で自己満足する傾向にあったが、最近反省はでてきているようだ。慎重に立て直しをするべき時にきている。」

原子炉工学研究所（東京工業大学）、A 1「原子力とか原子炉にとらわれなくて発展的に考えるか、とらわれるなら原子力全体として考える。いずれにしろ原子炉に関する研究所は全般的にその在り方を検討する必要がある。」「対策：将来の展望、学術の動向に即してみれば現状に問題がある。」

これに当たったのは、5人の検討委員会のメンバー、4名の専門委員、3名の担当科学官らであるといわれている。

〔4〕 寄付講座

文部省は、国立大学にも企業などの民間基金100%でまかなう「寄付講座」を開設できるように、87年5月19日までに国立学校設置法施行規則を改めるとともに「国立大学等の寄付講座及び寄付研究部門の実施について」という文部大臣裁定を各大学に送付した。これによれば、①寄付講座は、外部から客員格で教授スタッフらを招き、本来の講座と別枠で開設される②大学は施設を用意するだけで、後の人件費、研究費などを特定の個人または団体が負担する③寄付研究部門は国立大学の学部、学科だけでなく、付属研究所にも設置しうる④学生がこれらを受講した場合、原則として取得単位にくみこまれる、という。

（「朝日新聞」・1987.5.19夕刊）

この様な動向の中で、4月21日、東京大学の評議会は「東京大学寄付講座要項」を決定した。その要点は次のとおりである。①『「寄付講座」とは個人または団体による基金をも

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（1987年）

ってその基礎的経費を賄（まかな）う」としておかれる講座であり、この「基礎的経費」には、「教官の person 費及び旅費」、「建物及び大型の設備にかかるものを除き…研究教育に必要な経費」が含まれる。②寄付講座の設置は当該部局の教授会が決定する。講座の存続機関は3年以上5年以下であり、更新することができる。③講座の教官は、外部から、一般教官の選考基準に準ずる基準で選考し、講座の存続期間の修了まで在職する。④寄付は、講座の存続期間にかかる総額を一括して受け入れることを原則とする（但し書あり）。なお、設置、運営については「本学の主体性が確保されるよう配慮する」、講座名称については「寄付者が明かとなるような字句を付することができる」などの項目がふくまれている。

具体的には、寄付講座の第1号が、同大学に87年5月21日発足した「先端科学技術研究センター」（大越孝敬センター長）の外国人客員教授講座として早ければ87年9月にも発足の見通しとなっている。同センターは東京・駒場の旧宇宙航空研究所を本拠にロボット、バイオセンサー、人工知能から科学技術の倫理面まで先端分野を総合的に研究する。研究部門は「先端材料」「先端デバイス」「先端システム」「社会・科学技術相関」の4つに分かれ、工、医、経済学部からの7人の教授でスタートし、1年後には20人の陣容になる予定、その目玉となるのが寄付講座であるという。スポンサーは、日本電信電話（NTT）、新日本製鉄、日本電気、シーエスケー総合研究所の4社、スポンサー企業が負担する額は1講座当たり年間3千万円で3年から5年契約が原則、予定では4部門の内「社会・科学技術相関」を除く3部門に4講座を開く、1講座には教授、助教授各1を置くがすべて外国人とし現在交渉中、寄付講座は研究と大学院生対象の講義からなるという。（「日本経済新聞」1987.5.22）

〔5〕 大学審議会

臨教審は「ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会…仮称）の創設」を提言し、第2次答申は、同審議会の機能について、「答申を行うほか、自ら大学に関する調査研究、大学に関する必要な情報の取捨や提供を行い、また、大学制度の基本に関する事項並びに大学の計画的整備を見直し、専門分野に応じた人材の養成計画、大学教育の内容、方法等の検討、大学評価システムの開発等の事項を扱う」「設置基準、ア kreditation ション等の専門的審議に際しては、大学基準協会との組織的な連携を図る。」と述べている。

政府は、1987年2月16日、「学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案」を国会に提出、同法案は同年8月20日、自民、公明、民社の賛成、社会、共産の反対で衆院本会議を通過した。

同法案によれば、1.新たに文部省に「大学審議会」を設置するとともに、既存の私立大学審議会及び大学設置審議会を再編統合し、文部省に「大学設置・学校法人審議会」を設置する、2.大学審議会は、文部大臣が内閣の承認を経て委員（20名以内）を任命、「大学に関する基本的事項について調査審議するとともに文部大臣に対して勧告することができ

臨時教育審議会「教育改革」の動向

る」、などとなっている。

(その後、同法案は9月4日の参院本会議で可決成立。9月18日、塩川正十郎文相が次の18人を委員に任命して、大学審議会は発足した。①牛尾次郎ウシオ電機会長(臨調第1部会長代理)、②諸井虔秩父セメント会長(経済同友会副代表幹事)、③江副浩正リクルート社長、④長岡実日本タバコ産業社長、⑤中川順テレビ東京社長、⑥中川幸次野村総合研究所社長、⑦井内慶次郎国立教育会館館長(元文部事務次官)、⑧作家の三浦朱門氏(前文化庁長官)、⑨田中健蔵前九州大学学長、⑩石川忠男慶応義塾塾長(前臨教審会長代理)、⑪戸田修三中央大学教授(臨教審専門委員)、⑫森垣東大学長、⑬井上和子津田塾大教授、⑭香月秀雄放送大学長、⑮猪瀬博学術情報センター所長、⑯長倉三郎岡崎国立共同研究機構長、⑰橘高重義東京物理学園理事長、⑱千宗室裏千家家元。…追記)

なお、文部省が1986年5月設けた「大学改革協議会」(座長:石川忠雄慶応塾長)が、「大学院の充実と改革について」報告案をまとめる(87年3月)等大学審議会の発足に先だってその審議予定事項の実質的審議を進めてきたことも今次改革の特徴である。

「勸告は、それが尊重されることを、勿論前提としているが、法律上相手方を拘束する意味はもっていない」(林修三ほか編『法令用語辞典』)とされているが、上記のように殆ど無制限にちかい事項にわたって勸告権を持つ審議会の委員が学問・教育の自律性を保つ特段の手続き保障のないままに政党政治の頂点に立つ文部大臣・首相によって任命されるのは、大きな問題点である。このような大学審議会の設置は、国家権力を背景とした少数者による附置研究所の再編計画、「寄付講座」を通じた民間資金の導入による公的機関の私的利用と相俟って、学問・教育の自律性を損ねる危険性の高いものである。

第3節 初等中等教育

臨教審の「初等中等教育の充実と改革」提言は、Ⅰ教育内容の改善①徳育の充実②基礎・基本の徹底と個性の伸長 Ⅱ教科書制度の改革 Ⅲ教員の資質向上 Ⅳ教育条件の改善 Ⅴ後期中等教育の構造の柔軟化 Ⅵ就学前の教育の振興および障害者教育の振興 Ⅶ開かれた学校と管理・運営の確立 で構成されている。ここではⅠ～Ⅲ、Ⅴ、Ⅵの就学前教育について特徴的事項を述べる。

〔1〕 教育内容

まず、教育内容については、教育課程審議会で審議中であり87年末を目途に答申が予定されている。1986年10月20日発表されたその審議の「中間まとめ」は、「教育課程の基準の改善のねらい」を「(1)豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成」「(2)自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成」「(3)国民として必要とされる基礎的基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実」「(4)国際理解を深め、わが国の文化と伝

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号(1987年)

統を尊重する態度の育成」においている。これは、①しつけ・生活習慣の形成②自己教育力③基礎・基本④個性化学習⑤国家的文化と伝統、という構造を成している。その特徴は、「生涯学習」ということで自ら社会変化に適応する能力を求め、次にそのうちでも特に道具として読み・書き・計算・情報活用能力等を重視し、目標としては「個性重視」の名によって多種・多様な人材を競争させつつ確保することを意図したものであるが、その前提として「しつけ」、また、仕上げとして「世界の中の日本人」という「徳育」をおくものである。

この様に臨教審は、普通教育の教育内容として「徳育の充実」を最優先させ、具体的には、幼少期からしつけの重視、小学校低学年「生活科」の新設、中学校でのボランティアや生活体験の重視、自己認識・高校での自己探求の重視、「道徳」の副読本のガイドラインづくり・それと結合した副読本への国庫助成金支出などを進めようとしている。

表3 中学校の教科等の構成及び授業時数について(案)

		現 行					改 定 案		
教科等	学年	1	2	3	教科等	学年	1	2	3
	国 語	5	4	4		4	国 語	5	4
社 会	4	4	3	3	社 会	4	4	2~3	2~3
数 学	3	4	4	4	数 学	3	4	4	4
理 科	3	3	4	4	理 科	3	3	3~4	3~4
音 楽	2	2	1	1	音 楽	2	1~2	1	1
美 術	2	2	1	1	美 術	2	1~2	1	1
保健体育	3	3	3	3	保健体育	3	3	3~4	3~4
技術・家庭	2	2	3	3	技術・家庭	2	2	2~3	2~3
道 徳	1	1	1	1	道 徳	1	1	1	1
特別活動	2	2	2	2	特別活動	1~2	1~2	1~2	1~2
選択教科	3	3	4	4	選択教科	3~4	3~6	4~8	4~8
合 計	30	30	30	30	合 計	30	30	30	30
選択教科	○外国語 3 ○その他特に必要な教科 1	○外国語 3 ○音楽 1 ○美術 1 ○保健体育 1 ○技術・家庭 1 ○その他特に必要な教科 1	○外国語 3 ○音楽 1 ○美術 1 ○保健体育 1 ○技術・家庭 1 ○その他特に必要な教科 1	○外国語 3 ○音楽 1 ○美術 1 ○保健体育 1 ○技術・家庭 1 ○その他特に必要な教科 1	○外国語 3~4 ○その他特に必要な教科 1	○外国語 3~4 ○音楽 1 ○美術 1 ○保健体育 1 ○技術・家庭 1 ○その他特に必要な教科 1	○外国語 3~4 ○音楽 1 ○美術 1 ○保健体育 1 ○技術・家庭 1 ○その他特に必要な教科 1	○外国語 3~4 ○各教科各 1 ○その他特に必要な教科 1	○外国語 3~4 ○各教科各 1 ○その他特に必要な教科 1

臨時教育審議会「教育改革」の動向

表4 必修教科及び外国語の授業時数の弾力的運用を行う部分並びに外国語以外の選択教科の各教科において想定される内容(学習活動)の類型(案)

教科	授業時数の弾力的運用を行う部分		選 択 教 科	
	学 年	内 容 (学習活動)	学 年	内 容 (学習活動)
国語, 数学	—	—	3 年	補充学習型・深化学習型中心
社会, 理科	3 年	補充学習型・深化学習型中心	3 年	課題研究型中心
保健体育, 技術・家庭	3 年	補充学習型・深化学習型中心	2年・3年	課題研究型・選択学習型中心
音楽, 美術	2 年	補充学習型・深化学習型中心	2年・3年	課題研究型・選択学習型中心
外国語	1～3年	補充学習型・深化学習型中心	—	—

この徳育にみられる、しつけ・生活習慣の形成など先ず行為の型を形成し次ぎにその内面化を計る、その手段として行動を重視するという方法は、「社会の統合を維持する力」に照応した規範意識の形成という内容とともに、既成の秩序の中に子供・青年の精神を閉じ込めていくこととなろう。臨教審が個性重視をいいながらこのような矛盾した結果に陥っているのは、資本主義的競争主義社会の弊害を対象的・客観的に改善・克服しようとするのではなく、むしろ「新自由主義」政策により競争を激化させることによって日本経済の競争力の強化を図りそれに応ずる国民意識の形成を求めているからと考えられる⁽¹³⁾。

教育課程の改定の中で最も特徴的とみられるのが中学校における選択教科の拡大である。

前記「中間まとめ」は、選択教科の全面的な拡大を含む表3に別記の「中学校の教科等の構成及び授業時数について(案)」を示した。表中の例えば「2～3」は学校の裁量で弾力的に運用できることを示すものである。その後、同審議会の中学校教育分科審議会(分科会長：沖原豊・広島大学長)は、必修教科と外国語の授業時数の弾力的運用を行う部分、それに外国語以外の選択教科の学習活動として次の4つの類型を示した⁽¹⁴⁾。A補充学習型(基礎・基本の定着、補充を図るタイプ) B深化学習型(部分的に内容を深めて履修させるタイプ) C課題研究型(体験的な学習、特定の課題についての発展的な学習、教科内の各分野・領域を総合した学習などを取り入れるタイプ) D選択学習型(共通に履修させる内容以外に、生徒の興味・関心などに応じた多様な内容を用意して選択履修させるタイプ)。A、B、Cは、学習指導要領に示された共通に履修させる内容の範囲内で、多様な学習活動を取り入れるタイプであり、指導内容自体には差を設けない。これに対しDは、学習指導要領上、共通に履修させる内容以外に多様な内容を用意し、生徒に選択履修させるタイプで、生徒によって指導内容に違いが生ずることも認めるものである。また、この類型化はあくまで例示であるという。

補充学習型と深化学習型の選択教科等は、結局、「能力別」学習を推進するものとなろう。

〔2〕教科書検定等

臨教審第3次答申は、①「カリキュラム、教科書、指導方法、教材等の研究・開発・評

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（1987年）

価を総合的に行う民間、官民協力あるいは国立の研究センター等を拡充・整備」し、これに「教科書の著作・編集に関する相談に応ずる機能」を併せもたせる、②検定は、「今後は、教科書としての適格性の判定に重点を置き、検定基準の重点化、簡素化をはかる、③検定の現行の原稿本、内閣本、見本本による3段階審査を一本化する、④文部大臣は、教科用図書検定調査審議会の答申に基づき、検定の合否の判定をする、また、同じく、修正の指示をすることができる、⑤検定の周期は現行より長期化する、⑥教科書採択の改善を図る、供給体制を開放的にする、⑦義務教育教科書の無償制度は、見直しの検討を続行し、当面継続する、等を提言している。

臨教審の一部では、「21世紀に向かって教科書の自由発効・自由採択に移行する」との見解も喧伝されたが、結局、文部大臣が教科書としての適格性の判定・合否判定をし、修正の指示をするという点で、検定制度の根本は維持された。それだけでなく、現行の原稿本、内閣本、見本本による三段階審査の一本化は「ばっさり切捨て」の萎縮効果による自主規制を狙ったものとの批判や検定周期の長期化はそれをさらに強める、また「研究センター」の拡充・整備による教科書・教材などの研究・開発・評価は実質的には「事前検定」であり教科書・教材の国定に向かうものとの批判が妥当しよう。

また、文部省は、「塩川文部大臣の指示に基づき、高校現代社会の教師指導書について、教師用指導書の内容が教科書の記述内容に添った適切なものになっているかどうかという観点から調査した結果、指導書によっては、教科書の記述内容の趣旨に照らし、必ずしも適切でない部分が見受けられるものがあった」として各教科書発行者の集まりである(社)教科書協会に対し指導をおこなうとともに、適切でないとする記述の例を「文部広報」(1987.4.5、第820号)に公表している。それは次のとおり。

〔別紙〕 高校現代社会の教師用指導書のうち、必ずしも適切でない部分の例

（事例1）「公害とは何か」という教科書の記述に関連したもの

「公害防止はすべて企業の利潤原理とそれを守る企業国家のごとき政府との戦いであったとってよい。」「自動車公害や自然破壊も、独占的自動車産業や観光資本とその意思に従属した政府の行政を規制しないでは、防ぐことは不可能なのである。」と記述した例。

（事例2）「日本の社会保障の課題」という教科書の記述に関連したもの

年金制度の改正について、「この年金改悪に当って、政府は『負担と給付の公平化』を図り、高齢化社会に対応できる安定した年金制度を作ると説明しています。」が、「それは、とんでもないまやかしです。」その狙いは、「結局、国庫負担を大幅に削減し、社会保障における国と使用者の責任を免罪しようとするところにあります。」という見解のみを紹介した例。

（事例3）「日本外交の道」という教科書の記述に関連したもの

臨時教育審議会「教育改革」の動向

「日本は、日米軍事同盟の下で対米従属の構造を作りながら、アジアを初めとする発展途上国に経済侵略を強めてきた。」日本が、「非同盟・中立の道」を歩めば、「世界の構造を変えることができる。そして、そのことは、日本政府、独占資本が進めている人民を犠牲にする全ての企てを止めさせることを意味している。」という見解のみを紹介した例。

このような状況や前記「道徳」の副読本のガイドライン作りの予算化措置を見るならば、教科書その他の教材を総じて、教育内容は「自由化」へ向かっているのではなく、むしろ統制が強められつつあると言えよう。

〔3〕 初任者研修制度

臨教審第2次答申は「教員の資質向上」について、Ⅰ教員養成・免許制度の改善 Ⅱ採用の改善 Ⅲ初任者研修制度の創設 Ⅳ現職研修の体系化を提言しており、Ⅰは①「教職課程を取らなかった学生や社会人で教員免許状の取得を希望する者のため…半年から1年程度の教職に関する特別の課程を設置することができるようにする」②「社会人の活用を図り、学校教育を活性化するため、都道府県委員会で認定できる特別の免許状制度を創設する」③「非常勤講師について…免許状を有しなくても教科の一部領域に係る授業を担当し得る免許制度上の特例措置を講ずる」④免許教科の法定制度の見直し等免許制度の柔軟化を図る⑤教員養成の教科・教職科目を見直す⑥教育実習について見直す、という内容である。

文部省は、以上に関する具体化方策として、上記Ⅰ、Ⅲについて教育職員養成審議会において検討中であること、Ⅲについて昭和62年度、36都道府県市において試行を行うこと、Ⅱについて都道府県教委等を指導した¹⁷⁾こと、教員採用専攻試験の改善の研究のため予算を計上したことを挙げている。

このうち当面の最重点Ⅲについて述べる。

文部省は、1989年度から初任者研修の全面実施を目標とし、87、88両年度に全ての都道府県・指定都市で試行する計画を立案、まず87年度の試行のため同省の「昭和62年度『初任者研修の試行』実施要項(案)」、「都道府県における『初任者研修の試行』実施要項モデル(案)」と指定都市の実施要項モデル案、「『初任者研修の試行』における年間研修計画作成要項(案)」、年間研修計画作成要項案を作成し、87年1月28日の都道府県・指定都市教委人事主管課長会議に提示した。(指定都市分を除く各案は、「内外教育」87.2.3に全文掲載)

上記の実施要項案などによると、試行対象教員は、原則として87年4月1日付で採用された小、中、高等、盲、ろう、養護学校の教諭の一部とする。対象教員は学級または教科・科目を担当するが、必要に応じて校務分掌を軽減することができる。対象新任教員は指導教員から週2日間程度(年間70日程度)の指導、教育センター等で週1日程度(年間35

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（1987年）

表5 指導教員による指導の重点事項例及び教育センター等における研修内容例

（文部省 1987.1.28『『初任者研修の試行』における年間研修計画作成要領(案)』別表)

	指導教員による指導の重点事項例	教育センター等における研修内容例
一 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 勤務の仕組み ◦ 勤務校の教育目標、校内組織、校内事務、校区・児童生徒の実態 ◦ 年間指導計画・学習指導案の作成 ◦ 学習指導の理論と実際 ◦ 学級経営 ◦ 教材研究 ◦ 学校行事（その1） ◦ 道徳教育の進め方 ◦ 児童・生徒への接し方 ◦ 保護者との接し方 ◦ 特殊学級の実際 ◦ テスト・成績評価 ◦ 通知表の作成・諸表簿の整理 ◦ 休業中の生徒指導 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 県の学校教育の現状と課題 ◦ 教員としての心構え ◦ 学習指導要領と教育課程の編成 ◦ 学習指導と学級経営の基礎 ◦ 生徒指導の基礎 ◦ 学習指導と評価のポイント ◦ 道徳教育の在り方 ◦ 同和教育の在り方 ◦ 児童・生徒理解 ◦ 模範授業参観（その1） ◦ 初任者の研究授業（その1） ◦ 文化講演会
夏休 業 期中	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 1学期の反省と2学期の計画 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 社会教育施設、児童福祉施設、企業等における体験研修
二 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 特別活動の指導 ◦ 学校行事（その2） ◦ 集団活動の指導 ◦ 同和教育の進め方 ◦ 学級経営における生徒指導 ◦ 休食指導・清掃指導 ◦ 健康・安全指導 ◦ 教育相談の実際 ◦ 個別指導の実際 ◦ 進路指導 ◦ 教育機器の利用 ◦ 指導要録の扱い ◦ PTAの組織とその運営・外部機関・団体との関係 ◦ 2学期の反省と3学期の計画 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 学習指導と学級経営の理論と実際 ◦ 学校・学年経営の基礎 ◦ 進路指導・個別指導の理論と実際 ◦ 特殊教育の理論・特殊教育諸学校参観 ◦ 視聴覚教育（教育機器の活用） ◦ 情報化への対応（パソコン等情報処理） ◦ へき地教育・模範授業参観（その2） ◦ 初任者の研究授業（その2） ◦ 研究指定校の研究発表会への参加 ◦ 文化講演会
三 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 児童会・生徒会の指導 ◦ 教具の活用 ◦ 学習評価の方法と実際 ◦ 指導要録の取り扱い ◦ 学級経営の評価 ◦ 学校図書館の利用指導 ◦ 地域と教育 ◦ 1年間の反省 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 国際化社会への対応（海外子女教育） ◦ 教育評価 ◦ 社会教育 ◦ 初任者の研究授業（その3） ◦ 少年院・教護院等参観 ◦ 他校種の参観 ◦ 研修のまとめ

- 備考 ① 指導教員による指導の重点事項に掲げた事項の外、授業指導能力、学級経営能力、児童・生徒理解能力、生徒指導能力、校務分掌能力などを育成するため、新任教員の教育活動について、教員としての成長過程に応じて、常時指導するものとする。
- ② 指導教員による指導の重点事項に掲げた事項についても、指導内容によっては、校長または指導教員以外の教員が指導するものとする。
- ③ 教育センター等における研修には、教育センター等に全員を一同に集めて研修を行うものの外、教育事務所や市町村単位で集めて行うものも含まれる。
- ④ 宿泊研修については、新任教員の勤務や施設の状況等を総合的に勘案し、適切に実施するものとする。

臨時教育審議会「教育改革」の動向

日程度)の指導を受ける。さらに、800人は14日間程度の洋上研修に参加する。また、試行対象教員は4泊5日程度の宿泊研修を受ける。宿泊研修は、試行対象教員とそれ以外の新任教員について、できる限り同時に実施する。なお、都道府県の実施要項モデル案では、小・中学校の試行対象教員は「(該当)市町村内の学校に属する全ての新任教員」、高校などの試行対象教員は「(該当)学校に属する全ての新任教員」となっている。

文部省が実施する洋上研修を除き、試行の実施主体は任命権者(都道府県・指定都市教委)で、関係市町村教委は協力する。都道府県・指定都市教委は試行実施計画所及び試行実施結果報告書を文部省に、関係市町村教委は年間研修計画書及び研修報告書を都道府県教委に、関係学校の校長は年間指導計画書及び指導報告書を教委に提出する。

文部省は、指導教員の配置に要する教員定数または非常勤講師についての財政措置を講ずるとともに、試行に必要な経費を予算の範囲内で支出する。

指導教員は、関係学校の教頭、教諭、非常勤講師の中から校長の意見を聴いて、所管教委が任命する。指導教員は代替授業にも当たる。また、中・高の場合、教科指導教員も置くことができるが、①指導教員の免許教科が試行対象教員のそれと異なる時、学校内に配置(A案)②教科指導のため、教委事務局に置き、求めに応じて指導(B案)…の2案がある。当該都道府県教委は、指導教員に係る措置として関係学校に対し教員定数または非常勤講師についての措置を、A案の教科指導員に係る措置として教科指導員が所属する学校に対し非常勤講師についての措置を講じる。

年間研修計画作成要領案には、別表として別記表5のような「指導の重点事項例及び研修内容例」が付されている。

このような初任者研修については、初任者といえども正規の教員であり児童生徒に責任を負って教育をするためにはその教育上の自由・自主性が不可欠であるが、初任者教員に常時指導教員がつくことがそれを損ねる危険が大きくそれに対処する明確な措置がみられないのが第一の問題点である。また、本来、任命権者教育委員会に属する教員研修に係る権限を事実上大きく踏み越えて文部省主導で全国一斉にこのような研修を進める法的根拠は明確でない。さらに、学校は地教委に地教委は都道府県教委に、都道府県教委は文部省に研修の計画書・報告書を提出することを通じて、教員研修にかかわって学校の自治、教育の地方自治が損なわれていく危険性が大きい。また、上記のような過密な研修スケジュールで果たして児童生徒に対する教育責任が全うできるのか疑問である。

[4] 後期中等教育

臨教審は「後期中等教育の構造の柔軟化」について、Ⅰ.6年制中学校 Ⅱ.単位制高等学校 Ⅲ.高等学校の修業年限の弾力化等 Ⅳ.後期中等教育の多様化にわたって提言している。

まず、6年制中学校については、教育課程審議会が検討しているが、特に文部省は、

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（1987年）

6年制中等学校を制度化するための協力者会議を設置しその学習指導要領の作成に着手の予定としている（「内外教育」・1986.7.15）。また、その教員免許については、教育職員養成審議会への諮問答申・教育職員免許法の改正を経て具体化する予定である。より具体的な動きとしては、東京都教育委員会の研究チームが、1985年3月末、文部省の科学研究費補助を受けて86年10月頃「中・高の連携を目指す弾力的教育課程の研究」と題する報告書を提出している。これによれば、6年間を2年、3年、1年と分け、初めの2年は基礎・基本を重視し、共通化をねらいとする、次の3年は生徒の個性を引き出す時期とし多様化・個性化をねらいとする、選択科目を大幅に増やす、各学年において課題研究を課す、最後の1年は統合化をねらいとする、という。

次に、単位制高等学校についてであるが、教育課程審議会中間まとめでは課程としては定時制または通信制の課程の特別のものとして位置づけている。例えば、週末のみの履修で卒業に必要な単位の修得が可能、他高校での修得単位の累積も可能、ホームルームへの参加も弾力的にするという。

具体的な設置の動きとして、石川県教委は、87年5月11日までに、単位制高校を昭和63年度から設置することを明らかにした。同教委によると、単位制高校は進級に必要な単位数を特に定めなくて卒業までに必要単位数を取得すればよく、一部の必修科目をのぞいては科目の内容、数とも生徒の自由な選択に委ねる、としている。新設校は昼間部と夜間部のある定時制普通科・職業科高校。定時制で単位制に踏み切るのは、従来の「実務代替制」や「技能連携制度」、高校中退者が以前履修した単位の認定を大幅に取り入れることができるため。従来、学校教育法施行規則で単位制導入は難しかったが、同県教委は「(文部省による)規則改正が間に合わなくても文部省の研究開発校の指定を受けるなどして63年度開校を目指す」としている（「毎日新聞」・1987.5.12）。

単位制高校は、11万5千人弱の年間高校中退者（1985年度、87.1.23発表文部省調査）という事態に対応するものであるが、個人の尊厳・個性の尊重の精神によって普通教育をおこなう学校に必要な不可欠な教師と生徒・生徒相互の精神的・人格的な接触・交流がどの程度に可能か、危ぶまれるところである。

臨教審第3次答申は、「後期中等教育の多様化」として、①高校入学者選抜方法・基準を多様化・個性化し各高校の特色に応じて定める、②学力検査では、常識問題のテストや中学時代の生活などを題材とする作文を課す、③調査書の教科の学習の記録以外については安易に点数化しない、教科以外の活動・徳育学校以外の機関・団体からの報告・資料をも利用する、④推薦入学は普通科も含めて推進する、⑤受験機会を複数化する、⑥後期中等教育の多様化の在り方については今後さらに中長期的に検討する、等を提言している。

このような提言は、次のような問題点を含んでいる。(1)「入学者選抜」を前提とした考え方に終始している。(2)「徳育」評価の選抜への利用は人格の全面支配を招くこととなる

臨時教育審議会「教育改革」の動向短

であろう。(3)「受験機会の複数化」は大学入試と同様、学校の序列化を促進するであろう。(4)真に生涯学習社会を目指すのであるならば、同時に、一層柔軟でしっかりとした普通教育も追求しなければならないはずである。

〔5〕 就学前教育

臨教審第3次答申は、「就学前教育の振興」の節において、「乳幼児の保育は可能な限り、家庭において行われることが望ましい」「幼稚園・保育所はその目的・機能は異なる…、基本的にはそれぞれの制度の中でその整備・充実を図る必要がある」との認識を示しながら、主として次の内容を含む提言をしている。①今後予想される多様な要請にこたえるため、幼稚園は時間延長、保育所は私的契約など、運用を弾力化する。②3～6歳児については、幼、保の教育内容は、共通的なものにする。③幼稚園の教育内容は、遊び、人・自然・環境とのかかわり合い、基本的生活習慣の育成を重視する観点から見直す。④幼稚園の学級定員の引き下げ、園長の専任制や教頭の配置を検討する。⑤幼稚園の教員の養成は見直す。初任者研修、現職研修については、小学校教員に関する第二次答申の趣旨を尊重する。保育所保母の養成、初任者研修、現職研修は、幼稚園教員との類似性に配慮しつつ検討する。⑥幼・保と家庭、地域社会との連携を深める。

また、文部省は、「第3次答申の改革提言に係る当面の対処方針」として、「幼稚園教育の振興」の見出しのもとに、上記③については教育課程審議会の答申を踏まえて88年秋に新幼稚園教育要領を告示する、学級定員の引き下げについては検討する、⑤の研修については、87年秋予定の教育職員養成審議会答申を経て具体化する、園長の専任制や教頭の配置の促進及び⑥については都道府県教委を指導したこと等を挙げている。(「進捗状況」)

しかし、以上のような動向には、①婦人労働者の育児休暇の保障を充分しないままに保育所乳児保育をけなし、公費削減の矛盾をしわ寄せする②幼稚園の時間延長、保育所の臨時的な私的契約などは「それぞれの制度の充実」を「お題目」に終らせる、などの懸念がある。

また、教育課程審議会による教育課程の基準の改善の一環として、文部省「幼稚園教育要領に関する調査研究協力会議」(座長：河野重男・お茶の水女子大教授)が「幼稚園教育のあり方について」最終報告を出している(86.9.11)が、それはつぎのような問題点を含んでいる。①「(幼児の)遊びは一定の系統的観点から分析しつくせない」などと述べて保育者の系統的指導に対して否定的である。②幼児の経験や活動において一面的に幼児の主体性や主観的なもの(達成感、充足感など)を重視し、自然や社会その他に関する客観的な認識や技能などの発達を度外視している。③言語についてはもっぱらコミュニケーションの手段としてのみ位置づけ、思考の手段としての意義を無視している。④以上のような前提のもとに「幼児一人ひとりの発達の特性及び個人差に応じた幼児教育」を進めるならば、結局、社会的格差に応じた自然発生的な能力差を拡大することとなる。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（1987年）

まとめにかえて

以上に述べてきたように、今次臨教審「教育改革」の特徴的動向として、産業構造の変換への対応としての「生涯学習体系への移行」、産・官・学の共同へ向けての政治主導による学術・高等教育体制の再編、就学前教育から後期中等教育までを通じての「個性化」「多様化」教育の推進などがあげられる。この「改革」が真に改革の名に値するものであるか否かは、究極的には、もとより今後の進展も含めて歴史の審判に待つよりないが、すでに述べてきたように、学校内外での教育を受ける権利・学習する権利の拡大発展を伴っていない、学問と教育の自律性・自治を踏まえていない、学習・教育に新たな一層の競争・選別をもちこむ危険性が大きい等の諸点は、既に現時点で指摘し得る今次「教育改革」の重大な問題点であるといえよう。

〔註〕

- (1) 臨教審最終答申は、第4章、5章のあらたな提言のほかは、それまでの提言のまとめという性格のものである。その章構成は、Ⅰ教育改革の必要性、Ⅱ教育改革の視点、Ⅲ改革のための具体的方策、Ⅳ残された課題に関する提言、Ⅴ教育改革の推進、となっている。この内で具体的施策に関する第3章及び第4章の節構成は、第3章①生涯学習体制の整備、②高等教育の多様化と改革、③初等中等教育の充実と改革、④国際化への対応のための改革、⑤情報化への対応のための改革、⑥教育行財政の改革、第4章①文教行政、②入学時期となっている。以上により、臨教審「教育改革」の全体構造をほぼ知り得よう。
- (2) 臨教審第3次答申は、臨教審第4次答申で「生涯学習体制の整備」として述べられている具体的な施策も学習・教育のシステム全体の変革もともに「生涯学習体系への移行」と述べられていたが、第4次答申ではそれを区別して表現している。
- (3) 文部省「臨教審答申の改革提言に係る具体化方策の進捗状況について」1987年5月13日。以下、〈進捗状況〉と略記。
- (4) 依田有弘・「《座談会》円高不況と臨教審」『教育』1987年6月号
- (5) 金子 勝・前掲『教育』《座談会》
- (6) 〈進捗状況〉
- (7) 以下、予算について「内外教育」・1987.3.10
- (8) 「内外教育」・1987.2.17
- (9) 同報告書は関係資料を付して通商産業政策局編『21世紀産業社会の基本構想』として1986年、通商産業調査会より発行。以下は同書30、34、42、52頁。まとめにあたっては浦野東洋一「生涯学習体系論の意味」1987.5.23、を参照した。なお、産業構造審議会は、1980年、「80年代の通商産業政策のあり方に関する答申」（『80年代の通産政策ビジョン』）などをまとめ、行革を含む今日の国策を主導しており、臨教審「教育改革」も、右ビジョンの策定に参加した通産官僚集団のまとめた「日本の教育についての一提言」（1980年5月）が示すように、通産官僚集団の主導するところが大きい（北川邦一「臨時教育審議会『教育改革』の本質」1985年5月・大阪保育研究所『大阪の保育研究』第2号参照）。
- (10) 資料源：「内外教育」概要1987年1月23日、教育助成局分2月10日、初中局分2月13日、体育局分2月17日、高等教育局分2月20日、社会教育局分3月10日、学術国際局分3月13日。
- (11) 国際日本文化研究センターに関する調査会議「中間報告」1985年8月

臨時教育審議会「教育改革」の動向

- (12) 1985年7月27日、第5回軽井沢セミナーでの講演「新しい日本の主体性」
 (13) 「自由・自律と公共の精神」を内容とする臨教審の徳育については、北川邦一「臨教審『教育改革』と道徳教育政策の動向」『道徳教育の原理とその展開』あゆみ出版、1987年4月、を参照されたい。

なお、文部省は、道徳教育強化のため、小中学の道徳の時間で使われている副読本の見直しを図り、教える項目を統一するガイドラインを作るとともに、中学ではボランティアや生活体験を通じて奉仕の精神、働く意味を体得させる体験学習を重視する方針を固め、1987年8月11日までに63年度の予算要求に盛り込むことを決めた。副読本については、文部省内に検討を受けなければならない教科書にすべきだという考えがあり、副読本への国庫助成も国の意見を反映させる手段とみられる（毎日新聞・87.8.12）。また、臨教審第4次答申が、「教育の基本的な在り方」の項において、「国旗・国家のもつ意味を理解し尊重する心情と態度を養うことが重要であり、学校教育上適正な取り扱いがなされるべきである」と述べているのも、従来における学校行事としての取り扱いを一步進めて学習指導内容にするものとして留意される。

- (14) 「内外教育」・1987.2.6
 (15) 1987.4.2・永原慶二、同日・教科書検定訴訟を支援する全国連絡会。
 (16) <進捗状況>
 (17) <進捗状況>

なお、その後、文部大臣の諮問機関である教育職員養成審議会（会長：中川秀恭・前国際基督教大学学長）は、10月7日の総会で「教員の資質能力の向上方策等について」（中間報告）をとりまとめ、公表した。その内容はおよそ本文記述の臨教審提言に沿うものであるが、特に次の提言を含んでいる。①普通免許状の種類として大学院修士課程修了者を対象とした「専修免許」を新設し、「標準」（大学学部卒）、「初級」（短大卒）と合わせて3種類とする。初級免許状による教員は15年以内に標準免許状を取得しなければならないとする措置を講ずる。ただし、幼稚園教員については特例措置を設ける。②都道府県教育委員会が交付できる「特別免許状」（3年から10年以内の期限）を創設する。③「道徳教育に関する科目」の必修化（高校は別）、「教育の方法・技術に関する科目」および「生徒指導に関する科目」の新設・必修化などを含め、教職専門科目を中心に大学での教職課程最低必修単位数を引き上げる。④社会人に免許取得の機会を拡大する「教職特別課程」を大学に設置する。⑤免許状をもたない者を教員として採用する「特別非常勤講師制度」を創設する。⑥1年間の初任者研修制度（試行とほぼ同内容）を導入するとともに条件附採用期間を1年に延長する。（追記）

- (18) 「内外教育」・1986.11.7、「朝日新聞」1986.10.26。
 (19) 「毎日新聞」・1987.5.12。

—1987年8月24日—